

令和5年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月8日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第 1 号 八雲町公告式条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 3 号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
日程第 10 議案第 8 号 財産の取得について
日程第 11 議案第 9 号 財産の取得について
日程第 12 議案第 12号 辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 13 議案第 13号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1番 赤井睦美君 | 2番 佐藤智子君 |
| 3番 横田喜世志君 | 4番 大久保建一君 |
| 5番 関口正博君 | 6番 宮本雅晴君 |
| 7番 倉地清子君 | 8番 三澤公雄君 |
| 11番 斎藤實君 | 12番 能登谷正人君 |
| 副議長 13番 黒島竹満君 | 議長 14番 千葉隆君 |

○欠席議員（2名）

- 9番 牧野仁君 10番 安藤辰行君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	阿部雄一君	財務課長	川崎芳則君
兼会計課長			
住民生活課長	石黒陽子君	保健福祉課長	戸田淳君
環境水道課長	横田盛二君	建設課長	藤田好彦君
		兼公園緑地推進室長	
商工観光労政課長	井口貴光君	水産課長	田村春夫君
兼サーモン推進室参事		兼サーモン推進室参事	
農林課長	石坂浩太郎君	落部支所長	佐藤尚君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	三坂亮司君
		学校給食センター長	
社会教育課長			
兼図書館長	佐藤真理子君	体育課長	伊藤勝君
郷土資料館長			
町史編さん室長			
監査委員	千田浩文君		
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
		総合病院地域医療連携課長	
総合病院医事課長	加藤貴久君	兼総合病院庶務課参事	佐々木裕一君
消防長	堤口信君	八雲消防署長	河井治彦君
八雲消防署庶務課長	中野悟司君	八雲消防署予防課長	小林伸也君
八雲消防署警防救急課長	関晃弘君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
兼地域振興課長			
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	吉田一久君
		兼サーモン推進室参事	
熊石消防署長	藤村勉君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地步夢君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議・開会宣言

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、横田喜世志君と斎藤實君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） おはようございます。

ご報告いたします。本日の会議に、牧野仁議員及び安藤辰行議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（千葉 隆君） 日程第2、一般質問を行います。

質問は昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、各々45分以内に制限してこれを許します。

それではまず、倉地清子さんの質問を許します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 少子化対策について。

政府は、これまで様々な取り組みを計画し、2005年度からは少子化社会対策大綱と、その具体的な実施計画である子ども・子育て応援プランに基づき、少子化対策が推進されてきた。しかしながら、少子化・人口減少に歯止めがかからなかった。

そこで、政府が3月31日に発表した少子化対策の柱として、児童手当など経済的支援の強化、保育サービスの充実、働き方改革の推進を挙げている。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感、子育てにかかる費用負担など、個々人の結婚・妊娠・出産・子育ての実現を阻む様々な要因が絡み合っている。

少子化対策は、経済的、社会的に深刻な影響が予測され、地域によっては更に進行し、現在の住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になると懸念されている中、以下のことを伺います。

(1) 現在、八雲町では、子育てにかかる費用負担の軽減を図るため、給食費無料、保育費無料、医療費無料など、すでに先進的な取組を実施しているところである。しかしながら、少子化に歯止めがかからず、20年度以降、年間の出生数は100人を割っており、22年度は83人とどまった。子どもが生まれてからの支援の他に、少子化対策の一つとして、妊娠、出産を望んでいる方への不妊治療の助成ができないか伺います。

(2) 国は少子化対策の柱として3つ掲げているその3つ目に働き方改革の推進を挙げている。男性職員育児休業取得率の政府目標を30パーセントから50パーセントに大幅に引き上げ、道も男性職員の育休促進目標を30パーセントに引き上げるなど、育休推進に力を入れている。

八雲町では、男性職員の育児休業取得促進については、どのような取り組みをされているか伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 倉地議員の1点目のご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、当町における年間出生数は年々減少が続いており、少子化対策は重要な課題であると認識し、これまで様々な子育て支援策を実施してまいりました。

不妊治療については、少子化対策の一環として令和4年4月から体外受精などの基本治療について医療保険が適用されることとなり、治療開始時における年齢制限や回数制限はありますが、保険が適用される前と比べると、負担割合の軽減により不妊に悩む多くの方々の支援につながっていると考えております。

しかしながら、保険適用となっても、不妊治療費は自己負担額が高額となる場合もあるため、少子化対策として自己負担額を助成している自治体もあると承知しております。

子どもを産みたいと思っている方々を支援することにより、少しでも安心して出産できる環境を整えるため、他の自治体や国・道の支援策等も調査しながら、不妊治療費の助成について検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目のご質問にお答えします。

男性職員の育児休業に関しては、平成31年1月に国が取りまとめた女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性において、女性が職場で活躍するためには、男性の家事・育児参加の促進が喫緊かつ重要な課題であると指摘があり、これを受け、第5次男女共同参画基本計画において、地方公務員の男性の育児休業取得率を国家公務員や民間企業と同様、令和7年までに30パーセントとする成果目標が設定されました。

当町においては目標設定をしておりますが、男性職員の育児休業取得促進の取組については、出産時の各種手続きの際に、男性職員に対して育児休業制度等について説明し、取得意向を確認しており、休暇制度の周知については、全職員がいつでも閲覧可能な状態にしております。

育児休業の取得については、収入減少の課題や夫婦間での仕事、家庭状況などもあることから、個々に判断していただくこととなりますが、育児休業を取得しやすい環境のためには、

制度上の改善のほか、職場としては、業務分担の調整や日頃から各種休暇を取得しやすい雰囲気など、職場内のコミュニケーションを上手にとることが大切であると考えます。

今後においても、育児休業を取得しやすい職場となるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） それでは1番目の町長の答弁ですけれども、保険適用となって回数、年齢も制限もあります、支援に確かに繋がっている。それで、高額となるため、でも保険適用外に対しては高額となってしまう、それに対して助成をしている自治体もあると伺いました。それでいろんな方の調査をして検討をするという前向きな答弁もいただきました。

それでは、町民の直接の声を届けたいと思います。昨年なんですけれども、今後の子育て支援の充実に繋げる目的で、文教厚生常任委員会にて実施いたしました、高校までの保護者や子育てを経験した方への町民アンケート調査により、不妊治療の助成を求める声が2件上がっていました。1件目が、健康保険対象となったといえ、その対象となるまでの治療など、かなりの金銭的負担を要する。早急に制度設計と実施をお願いしたい。高齢で出産を望む女性は、一刻も早い制度確立を望んでいる。少子化対策には一番大切。

2件目は、少子化対策として不妊治療の助成をお願いしたい。かなりの金銭的負担で治療を諦める方がいらっしゃいます。健康保険の適用になったようだが、検査や適用外の治療には、まだまだかなりの負担があります。高齢で子どもを望んでいる方の切実な要望です。

このような町民からの本当に切実な声が届いておりました。この町民の声を聞いたのが昨年なので、これまですごく時間がかかっているんですが、高齢の方の不妊治療と考える方が多い中、一刻も早くこの助成制度を考えてくださるなら、そこを望みたいんですけれども、調査するだけではなく、実施する方向でいるとお考えなのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 倉地議員ですね、私も本当に同感であります。個人的な話をしますと、私の子供2人も不妊治療でかなりお金がかかったということで、いつもいつも大変だと。これ以上お金が続かないのではないかと、親に支援してくれってこともありながら、私もこの不妊治療については、重々町民の声もありますし、私の子どもの声もありますので、今回、本当に良い質問をしていただいたと思っています。これについては、庁舎内でさっき検討と言いましたが、即急に対応したいと。これについてはですね、これから庁内で意見をまとめながら、また常任委員会に報告をして、できることであれば9月定例会で補正でもして対応したいという思いでありますので、よろしくお願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 大変前向きなお答え、非常にうれしく思います。

では、その助成の検討をするということで、多分私より知ってると思うんですけども、いろんな近隣町村でしている助成についてなんですが、いろんな形の独自の助成があるんですね。交通費だったり、宿泊費を助成しているところもあります。いろんな形であります。どこまでやってくれるか、そこまではまだこれからでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） ただいまの助成の想定で、どこまで考えているかというご質問かと思えます。議員がおっしゃるように、他の自治体で、医療費、また交通費というところもありますが、その辺これからの検討になりますが、今担当課として想定している部分では、まず保険適用分の医療費と考えています。それで保険適用になりましたが、高額医療費も適用にはなりますが、回数がかかりますので、高額療養提供になっても1か月に数万円、1回に10万円以上だとかって自己負担がトータルでみたら相当かかってくるというところで、保険適用になった分の医療費をどこまで見るか、金額や回数だとか、そういったところは考えていかなければならないと思っています。

先ほど保険適用外の話もあったのですが、正直、保険適用外の部分でいきますと、なかなか保険適用になってるということは、国において安全性や有効性、費用対効果などを確認した上で保険診療とされていますが、保険適用外の医療費については、なかなかそこを町が独自に線引きするのは難しい部分があります。また、医療機関ですとか治療内容によっては、相当な高額な費用が発生することもあり得ますので、費用対効果の面からも、現時点ではその保険適用外の治療については難しいと考えています。しかしながら、国が安全性や有効性を確保するための基準を設定して、保険診療との併用を認めていて、将来的に保険導入に向けて認められている先進医療というのがあります。それについては、東京都をはじめ、すでに助成を始めている県とかがありまして、北海道も実は知事の公約の一つの中に子ども応援社会というのがあります。その中で不妊治療という言葉にも触れていますので、今後、道の動向なども注視しながらいきたいなど。現時点ではどうなるかは分かりませんので、単独で保険適用外の診療に線引きというか助成というのは難しいのかなという感じで考えております。

あと今交通費の話も出たんですけども、治療の内容にもよりますが、相当数受診の必要がある。あとは遠方の病院に通うという方もおられるというのもあるのかなと思っています。それでただ交通費については、医療機関の移動方法も人によって様々であったり、他の用事とあわせて旅行する場合など、税金としてどこまでそれを助成するかという範囲というの判断が難しい面も多いのかなと考えております。町としては、今原課の想定ですが、まずは子どもを産みたいと思う方が不妊治療を検討するときに、様々な負担の一部ですが、医療費の負担を軽減するというので、少しでも安心して出産できる環境を整えたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） まだ私勉強不足かもしれませんが、保険適用の医療費についての保険の部分だけの助成をするということは、やはり自己負担が高額になってしまう方がいらっしゃるのではないかと。その部分なんですけど、結局、近年、不妊治療をやりたいという方が年々増えている。先程町長も答弁していましたが、その希望者が多い検査をするには治療費が全額負担になることが多いといわれているんですが、そのことに関しては、助成はできないということですかね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 倉地議員ですね、今の不妊治療については、町としても前向きにやることを前提に検討していると。内部的にまとめてですね、先ほど言ったとおり、また常任委員会の皆さんと意見を交換しながら即急にまとめて支援したいと。ただこの支援も、1回したけれども、この辺が足りなくなったらまた変更することができますので、また常任委員会の皆さんと意見交換しながら、しっかりと不妊治療を支援できるように考えてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） それではわかりました。

ではですね、締めとして勉強してきたので話をさせていただきます。

八雲町は生まれてからの支援は先進的にやってくださっている、取り組みをされていると思います。ただ、今希望して産みたい、その方への支援がなかったんですね。必要な人に必要な支援をすることが行政だと私は思います。ですから、生まれる前から成人するまでの切れ目のない支援策に対し、大いに今後期待したいと思います。

それでは1番目の質問を終わらせていただきます。一旦座ってもいいでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 続けて。

○7番（倉地清子君） それでは2番目の町長の答弁に対し、質問をさせていただきます。

町長は、先ほど男性職員全員が周知についてはいつでも、職員全員が職務分担も含めて調整をやっているという答弁をいただきました。それはとても安心しました。それでちょっと順番に聞かせていただきますが、今年度の対象人数、そして取得する予定があったら、それを教えてください。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 男性職員ですね、育児休業の取得ですが、対象というか、1歳未満のお子さんを持つ男性職員を見たら、対象職員は3人います。そのうち、今既にとっている男性職員は1名おりますので、3分の1という割合でございます。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番(倉地清子君) 1歳未満の方の対象職員が3人で、今現在予定が1人、その3人の対象者というのは、男性職員の取得だから男性職員の奥様も町職員ということですか。それとも町職員外ということですか。

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

○議長(千葉 隆君) 総務課長。

○総務課長(竹内友身君) そのあたりはですね、配偶者も町職員である方もおりますし、町職員ではない方もおります。一律、夫婦が町職員というわけではないです。

○7番(倉地清子君) 議長、倉地。

○議長(千葉 隆君) 倉地さん。

○7番(倉地清子君) 宮城県の名取市の良い事例があったので、それをちょっとお話させていただきますが、22年度に子どもが生まれた9人全員が年度中に育児休暇を46日取得し、男性職員の育児休業取得率が100パーセントに達したと発表されました。前年度の40パーセントから大幅に増加しているという結果です。男性の育児休業取得率100パーセントを目指しましょうというのを組織目標に掲げ、総務課を中心としながら、全庁が一体となって声掛けやカバーする体制、意識付けを含めて、皆で取り組んだ結果だとしています。名取市では、フォローシートを作成して、育休を希望する職員と所属長が面談を行い、事前に業務を調整する等、取得を後押ししてきたそうです。その結果、5日から1か月程度の育休取得に繋がったそうです。市長の話の中でも、フォローシートという一つのツールを使って、男性職員本人と上司、所属する総務課が進行管理をしっかりできたことが要因と言われております。先程調整だったり体制は整っているということをおっしゃりましたが、これを参考にすると、もしかしたら100パーセントに近づく結果になるのではないかと思います。これを参考にしてみたいと思います。これを参考にしてみたいと思います。

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

○議長(千葉 隆君) 総務課長。

○総務課長(竹内友身君) 私たちが今やっているやり方というのは、やっぱり職員のほうから申し出を受けると。それを一括総務課でやっていますが、今おっしゃられた名取市だとかは、所属長がそういうシートを作って職員と面談するという形で、コミュニケーションを上手くとってるのかなと思います。

それぞれご家庭の事情もあるんでしょうけれども、そういったシートを使って職員間とのコミュニケーションをとって、どちらかというか職員から言ってもらえるのではなくて、こちらからのプッシュ型、所属長からいくようなイメージだと思うので、そういったところも男性職員が育児休業を取りやすいという雰囲気だと思いますので、その辺ちょっと研究してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番(倉地清子君) 議長、倉地。

○議長(千葉 隆君) 倉地さん。

○7番(倉地清子君) 出産育児を目的とした休暇、休業を利用しなかった理由は、厚生労働省の資料であるんですが、1番は収入を減らしたくなかった。2番目は職場が育児休業制

度を取得しづらい雰囲気だった。3番目が会社で育児休業制度が整備されていなかった。このことから1位の収入を減らしたくなかったという部分は、国が6月1日に育児休業取得率向上へ向けて男性が取得する産後パパ育休の給付率を、25年度から現行の67パーセントから8割程度に引き上げて、社会保険料の免除と併せて、手取り10割を確保できるようにすると、そのように方針を示しています。いずれ10割が実現する方向だということは、取得しなかった理由の1位である収入を減らしたくなかった、その問題はなくなるわけで、そうすると、今までできなかった取得、言わなかった方も、それがクリアするともっと増える可能性があります。そうなる前に、やはり自ら当たり前前と言えるという環境整備をしていただきたいと思います。なるべく自分たちはちゃんと言うのを待っているという体制が整っているということですが、やはりこれは、今後新入職員とかが入ってくる場合に、必ず取れると思って入ってくる方しかいないと思います、この先は。そうすると、意識改革というのが、絶対に私は必要だと思います。

それで、私も含めてだと思いますが、時代背景というのがあって、以前は親が自分の子供の面倒を見てくれるとか、そういう家庭環境だったし、でも今は母親がお仕事をしていて、面倒をみれないという家庭が多く、中には仕事を辞めるって言ってきて世話をしてくれる方もいらっしゃるんですが、結構聞くのが、職場復帰がそのあと難しく、だから本当は仕事は辞めたくなかったという母親の言葉もよく聞かれます。

それでさらには、親が親の介護をしているという家庭も多くあります。だから、男性が育児休業を取得し、奥様のことだったり家事、子どもの世話、そういうのをしていくということが、当たり前でなければいけないと思います。

それで意識改革というのはやっているとおっしゃりますが、なかなか意識というのは変わらないのではないかと思います。その意識改革をするのに研修をしているんですね。育児介護休業法の改正で、雇用環境の環境整備の措置について、それこそ研修などを講じなければならぬと義務付けもされているということから、研修というのはどちらかという若い人よりも私たち世代というか、管理職を含めて全職員が同じ思いであるということが必要で、取ることが当たり前と思えるような研修というのを、私は実施していただきたいと思いますが、それはいかがですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 倉地議員の年代というか、そういう背景もございませうし、昨日、三澤議員からも話の中ではそういったLGBTQとの若い人方は理解してるけれども、歳いくとなかなか理解が進んでいないという同じような内容かなと思います。当然、若い方々はすんなり入ってこれると思うんですけども、私たち世代もそういう考えが残っているのかなと思いますし、ただ子育てはですね、私も経験していますが、子育てすれば親も子も育っていくような、親も勉強になることもありますので、そういったこともあるのかなと思いつつ、ある程度管理職だとかそういったある程度歳を重ねてきた人が若い人に寄り添って話しをしていくのが大事だと思いますので、その辺は研修の仕方というのは、例

えば育児休業を取った男性職員に、取ったときはこうだったって話しを含めてできると思いますので、その辺考えてみたいと思います。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 今子育て支援というか、少子化対策についてという提案で私は言っているので、では女性の継続就業についてなんですけれども、この効果もあって働く女性の仕事と生活の両立をめぐる現状として、妊娠出産を機に退職したという理由を見たら、両立の難しさでやめたが41.5パーセントと半数近くを占めていて、また両立が難しかった具体的例としては、1番目が自分の気力体力が持たなそうだった。もしくは持てなかったが59.3パーセント。2番目に勤務先に育児と両立を支援する雰囲気はなかったが33.3パーセント。3番目に制度は整備されていたが、勤務先で短時間勤務や残業を免除する等、両立できる働き方の制度を利用できそうになかったが29.6パーセントあります。さらに女性の継続就業、出産と男性の家事育児時間の関係を見たら、夫の家事、育児時間が長いほど、妻の継続就業割合や、第2子以降の出生率が高くなっているという調査結果も存在しています。

女性の継続就業率が上がり、さらに出産しやすい育児に対して町が手厚くそこをしてあげたら、もしかしたら第2子、第3子、長く就業していただいた中で、それが可能になるということは、人口減少の歯止めの一つのきっかけになるのかなと私は思います。ただ、何もやらないといっているわけではないので、そのことの思いを伝えさせていただきました。人手不足とかもあるでしょうが、柔軟な働き方も取り入れながらやっていくことは可能だと思います。研修会を前向きにやっていただくと答弁いただきましたが、これも急いでやっていただけたら助かるのですが、いつくらいにできますか、もうすぐ計画できますか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今言った、ちょっとどういった内容も含めて検討してから実施に向けて考えていきたいと思いますので、ちょっと時期はいつというのは今言えませんが、制度内容等含めて、また理解をしていただくような研修を考えてみたいと思いますので、またできる体制をとったら実施していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 昨日の三澤さんの答弁で、町長が前向きにプロの方の話を聞きたいと思うとっていたこともあるので、それは期待して昨日は聞いていました。じゃあ検討してくださるということだったので、是非、研修会を本当に開催し取り組んでいただいて、より良い環境となって、これからの若い世代の働きやすい職場となっていくことを、大いに期待して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 以上で、倉地清子さんの質問は終わりました。

次に、佐藤智子さんの質問を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） おはようございます。それでは、大きく二つ質問いたします。
まず一つ目です。

マイナンバーカードの問題です。

マイナンバーカードの誤登録が大問題になっています。八雲でもマイナポイントのミスが1件発生しました。マイナ保険証においては、命に関わる事例も発生しかねないと思っております。これらは人偽的ミスを超えたシステム上の問題と言わざるを得ません。先ほどのマイナポイントのミスについての被害にあった方に対し、自治体だけが責任を負うのか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

また、紙の保険証を廃止し、拙速にマイナ保険証に一本化すると、無保険状態の方が続出したり、介護施設が対応できなくなる恐れがあります。個人情報の保護も含めて、どう住民を守っていくのか、お考えをお聞きします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の1つ目のご質問にお答えします。

このたびは、マイナンバーカードの取得者に還元するマイナポイントの手続きの際に、第三者のマイナポイントが付与されたことにつきまして、関係各位へ多大なるご迷惑をおかけし、また、行政の信頼を損ねたことに対し、深くお詫び申し上げます。

マイナポイントの登録については、総務省から発行されているマイナポイント申込手続支援マニュアルに沿って手続きの支援を行っております。このたびの誤登録は、職員が来庁者の同意を得た上でシステム操作を行い、最後に行わなければならないログアウトの操作誤りが原因であります。

現在、国での対応策が検討されている状況となっておりますので、ポイント申請ができなかった方へは、再度説明、謝罪を行った上で、総務省からの通知に従い、速やかに対応してまいります。

次に、保険証に関してですが、令和6年秋の健康保険証廃止に伴い、マイナンバーカードを健康保険証として利用できない方へは、保険者が申請に基づき資格確認証の交付を行うこととされています。

八雲町国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者については、令和6年8月、1年間の有効期間となる保険証が交付されますので、健康保険証の交付廃止につきましては、実質、令和7年8月からとなりますが、議員ご指摘のとおり、資格確認証が必要となるケースは多数想定されておりますので、今後は資格確認証の申請手続きや、代理申請の勧奨など、繰り返し周知を行い、マイナンバーカード、資格確認証のいずれも交付されない方が生じないように適切に対応してまいりたいと考えております。

また、個人情報の保護につきましては、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） マイナポイントのミスというのは、まだ1件という言い方もどうかと思いますが、今のところ1件しか発生していないということでございます。

それで、これね、とりあえずは八雲町が2万ポイントですが、立て替えて被害に遭われた方にポイント付与するのか、現金で支払うのかというところだと思いますが、私は自治体が損害賠償するというか、そういう性質なものではないと思うんです。それで、自治体だけが責任を負うのかというふうに質問したわけですが、その辺について自治体が責任を持ってやっていくんだから、自治体が損害賠償をするのが当たり前で考えているのか。それとも、もっと他に責任があると考えているのかお伺いいたします。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。まずこの問題が発覚して、5月の末に総務省から調査という扱いで各々の自治体で調査が参りました。6月2日を限度として回答しておりましたが、その中で国のほうから、総務省から今現在の当時ですね、90自治体113件と公表された中で、自治体のほうで損害賠償を行っていないケースに関して、国のほうでポイント付与を検討中って回答をいただきました。そのため、こちらのほうの回答でも述べておりますとおり、今後は総務省からの通知に従いまして動いていきたいと考えておりますので、今現在としては、総務省からの検討中という回答待ちをしています。その旨、今回の対象者の方にも、この件についてご説明をした上で謝罪とともに説明をした上で、現在は総務省からの通知を待っている状況ですので、よろしくお伺いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 分かり易いお答えをありがとうございます。総務省のほうで、ただし総務省のほうで謝罪するであるとか、責任を取るだとかってことには言及されていないということ、答えを待っているということですが、やはり私は、国に責任があると思うんですね。全国でこれだけの間違いが起きているのに、6月2日に法案を通してしまった。このこと自体も問題だと思いますが、町長はどうお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、我々は国の指導の下に法律に則って行政を執行するというのでありますので、国の方向に従って行っていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 国に対してお優しい気持ちなんだなって感じがしますが、元々問題のあるマイナカード、マイナ保険証です。特にマイナ保険証については、2月の時点で誤登

録が分かっていたのに、5月の末にやっと公表したというのが国の態度であります。その数は毎日のように報道されていますが、7千3百件を超えてるんですね。こんなに大きなミスに平然とした顔をして受け答えをしている大臣が、いかがなものかと思いますが、このままいくとですね、大変な混乱を医療機関にも生むと思いますが、今のところ病院のほうから、ちょっとマイナ保険証の扱いで困ったということは、今のところは聞いてないのでしょうか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 病院からの健康保険、マイナ保険証の取り扱いについて、現在のところ大きな問題は、報告のほうは受けておりません。よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 先ほどですね、資格確認をしっかりとやっていくということでしたが、資格確認証を出すということは、10割を医療機関で支払わなければならないと、単純に考えたらそういうことだと思いますが、その辺はそう抑えていますか。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） ただいまの資格確認証の件なんですけど、健康保険証という名称のものが、現在廃止になるということが令和6年の秋ということで決定されているのが国の状況です。

その後におきまして、資格確認証というものに関して、現在の健康保険証と同様のもので、実質有効期限が1年間という予定のものを交付するように義務付けられているところがあります。しかしながら、運用方法に関して、具体的な流れについて国からの指示が示されていない状況です。そちらに関しては、資格確認証という名称になりますが、あくまで10割ではなくて、健康保険証と同様の3割ないし1割の資格確認証という、またこちらのほうの現段階としては、紙の今の保険証と同様のようなものが与えられるのか、あるいは交付になるのか、電子式になるのかというのは、具体的には国のほうで決定していない状況です。

以上です。よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 全国保険医団体連合会というところでは、6月2日に法案が通ったあとに、記者会見を緊急に開いています。これは、無保険者を作り出す愚策であるというふうに糾弾しております。しかも今、他人の情報に紐づけされていると、マイナ保険証を作った確認したら、他の人の名前が出てきたと。そうすると、同姓同名であったり、ちょっと一文字違っているだけで、薬の内容も違って命に係わる事態が出てくるという報告もございます。2,481医療機関でトラブルがあったということでもあります。マイナ保険証によって、河野大臣は、医療の質を上げると言ったそうですが、医療機関にとっては、手間やト

ラブルだらけで、日常診療で扱うのが大変困難だというふうに述べております。八雲町でもいくつか医療機関がありますが、総合病院はじめ混乱をきたすのではないかと思います。そうした危惧も頭に入れておいてもらいたいと思いますし、また今回、ポイント付与まだ1件ですが、これから、よりそういうミスが起きないように機器も導入するようですが、今後また起きないとも限りません。それでですね、全国知事会の平井伸治会長が、6月7日に政府と地方6団体の意見交換会で、マイナカードの信認が失われている状態では元も子もないと指摘しております。それで一度法案が通ったからといって、その中身を絶対に変えられないということではないということも識者の方々が言うております。それで北海道としても動きが出てくると思いますが、町村会としてでも、法案は通ってしまったが、紙の保険証は無くさないように要求するだとか、あとはこんなにたくさんのミスが頻発している制度について、一度注視してちゃんと制度を整えるようにしなさいという要求を上げていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、保険証をどうだとかやめろというのは、なかなか難しいと思いますが、私は全道の町村会のこれの担当の役員ということで、この件も踏まえて、来週早急に佐藤議員さんがおっしゃっている大臣さんともお会いして、いろんな意見交換をする予定です。町村会からもこのマイナンバーカードについては、このままでいいのかという意見もあります。先ほど1町でいっても大変ですので、全道の町村会で、たまたま役員に私も入っていますので、来週は佐藤議員さんほど強くは言えないと思いますが、この改良だとかについては、意見交換しながらしっかりと現状を伝えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 大変タイムリーな任務にあられるということで期待しております。本当にこういうミスについてですね、私自身は政府が責任をとって補償するという、そういう担保というか、言質を取れるまで粘って要望意見を上げていただきたいと思います。

では2つ目に移ります。

地域猫活動と題しまして質問いたします。

函館をはじめ、近隣町でも地域で飼い主のいない猫を保護し、譲渡に結びつける活動が進んでおります。

国も2019年6月に動物愛護法を改正し、殺処分ゼロを目指す方向である。東京都練馬区や川崎市など数えきれないほど先進的な自治体ができております。

当町でも、野良猫が増えないように避妊手術に補助を設定してはどうでしょうか。そこまですりでも、譲渡会を開きたい人の相談を受けるなど、地域猫活動の啓発に努めてはいかかかと思ひ質問いたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の2つ目の質問にお答えいたします。

初めに、当町における野良猫の現状については、猫は犬のような登録制度はありませんので、飼い猫又は野良猫の実態は把握していないところですが、苦情や相談があった場合は、聞き取りや現地調査などの対応をしているところであります。

当町での猫に関する苦情や相談件数は、最近のものでは令和3年度が2件、令和4年度が1件あり、ふん尿被害によるものであります。

ご質問の補助金であります。環境省が策定している多頭飼育ガイドラインでは、動物愛護管理法に基づく業務内容で、犬猫の引き取り・譲渡及び犬猫の繁殖制限の所管は北海道と位置づけされていることから、当町での補助金については考えておりません。

次に、地域猫活動についてですが、これについても所管が北海道であることから、しっかりと連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 八雲保健所に聞いてみました。それで今、町長がおっしゃったように、道が把握しているということなので、残念ながら八雲町での猫の殺処分についての数字は掴めなかったわけですが、親切に北海道でホームページがありますので、そちらを見てみてくださいということで案内していただきました。北海道のページに動物愛護管理の推進、環境生活部自然環境局というところで、北海道動物愛護推進協議会というところの開催状況の資料を調べると、いろいろなグラフが出てきますが、犬猫の致死処分、必ずしも殺害処分ではなくて死んでしまったものも入っているようですが、その処分数の推移を見ますと、基準となる年が平成28年ですが、その時にはそういう殺処分というか、致死処分が犬猫あわせて千頭を超えていたのですが、令和3年では157頭と10分の1に下がっております。令和9年までの目標値としては、基準の年の千頭致死の約半分579頭というのを目指しているというグラフが出ておりました。

それで犬と猫を比べたら、犬は最近、野良犬っていないと思いますが、猫は放し飼いでその辺にいますので、猫のほうが圧倒的に数多くて、この千頭というのは9割がたは猫の頭数となっています。

それで保健所の方に聞きましたが、渡島総合振興局に飼い主探しノートというページがあるんですね。その飼い主探しノートによると、犬はですね、令和3年度は飼い主を探すためにホームページですが、犬は先ほど言ったようにそんなに数は多くないのですが、令和3年の数字を上げると、犬は41頭で譲渡数がその41頭に対して15匹、それで令和2年だったら31匹ホームページに情報を載せていて、15匹が引き取られたと。これに対して猫は、令和2年は250頭中、飼い主が見つかったのが53頭と5分の1で、令和3年においては、猫は456の情報に対して飼い主が見つかったのが113匹ということで、飼い主が見つかるのは情報に対しての4分の1から5分の1なんだということがこの表から読み取れます。また猫は、犬の8倍から10倍も飼い主を求めているというのが、このグラフの表から読み

取れるわけです。八雲町は、そんなに野良猫で今も言ったように、そんなに件数は無いんですね。地方においても、上手く多いところでは8匹いたり10匹いたり2、3匹のところも多いですが、周辺住民と上手くやっているところが多いわけですが、せたな町でそういうNPOをやっている方がいらして、譲渡会をやりたいといっているそうです。せたなでもやるけれども、八雲町あたりでもやりたいという話をお聞きしました。それで、なかなか場所が見つからないということなんですね。それで、もしそういう相談がきた場合に、ここの場所なら貸してもいいですって、もちろん有料だと思いますが、そういう場所は八雲にありますでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このですね、猫が私も子どもの頃に飼っていたので、私も猫が好きなのでありますが、譲渡会の場所は相談を受けますが、ただ動物を嫌いな人は本当に嫌いなんですよ。場所も公共的の場所はいろんな人が来ますので、例えば譲渡会を貸す場所も、いろんな人が入ってくるところは、嫌う人は結構嫌いますので、その辺は場所が何処かは選定は全然できませんが、検討してみるのには有りだと思っているので、ただ今言ったとおり、私は好きですよ、でも嫌いな人もいますので、慎重に場所は検討してみたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 大概そうやって場所を貸すには貸し切りというのものもあるし、宣伝もするでしょうから、猫が嫌いな人はわざわざ来ないと思いますし、その辺でにやんにやんしているわけではなくて、ゲージにそれぞれ入っていますから、おっしゃることはわかりますが、是非、地域会館なんかも、もしかしたらあり得るかもしれませんし、それは地域の方々の町内会長さんの了解となると思うんですけども、そういうふうなNPOをやっている方もいるということで頭に入れておいて、是非、相談にのっていただきたいと思います。

あと、最近の新聞ですから、ご覧になった方もおられると思いますが、6月1日の北海道新聞に札幌のNPOで障がいのある猫を飼っている方が、NPOをやっている方が本を出したという記事が載りました。今は市民団体として発足して、NPOとして法人化していると。室蘭、旭川、留萌、日高、北見と5つのそういう都市に支部があって、会員は150人、ボランティアが100人、2016年以降に、約3千匹の猫を保護譲渡してきたという実績を持っています。保護依頼や飼育相談で、年400件の電話相談があり、100回の譲渡会をやっているということでございます。それでその新聞記事にもありましたが、胆振東部地震、厚真町なんか大きな被害に遭ったわけですが、そのときに猫の收容のための捕獲用ゲージを用意して、その收容依頼が100件を超えたということで、八雲町もいつ災害に見舞われるかわかりませんし、災害時にも飼い主とペットが一緒に過ごせるようにという配慮も、この法人は運営に活かしているそうです。それで札幌とも連携しているということで、これは大きな都市での話ですが、八雲町でも飼い主がいなくて困っている猫というのはいますし、何と

か飼い主を探してあげたいと思っている人もいますので、ここから始めるというかたちで、地域猫活動や保護猫活動に関心を持っていただければと思います。

最後に、広報に、渡島総合振興局のこういうホームページがあるよと、飼い主探しノートというのも、ホームページのメールアドレスや連絡先なんかを時々広報にも載せていただけたら、そういう猫に関心のある方も、そういう利益に繋がるといいますか、関心を高めることになると思いますので、その辺をすぐに来月のものにとという要求ではないですが、年内にでも1回くらい、そういうページを設けていただくことはできますでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど話したとおり、八雲町内の猫に困った方は、我々に情報は入ってきていませんので、せたな町やそちらのほうは、八雲町内のそういう譲渡会は協力したいという気はします。

さらに、振興局のホームページについては、どういうふうに掲載するかとか、その辺を考えてみたいということで留めていきたいと。先ほど言ったとおり、猫の嫌いな人は、そばに来てただけで嫌い、毛を飛ぶだけで嫌いって人も、結構、私も知っていますので、その辺は慎重に考えていきたいと思っているし、ただ私は、猫も好きということでご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 是非ですね、迷惑防止ということだけではなくて、動物愛護の観点からですね、意識を高めて町民にも啓発していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で、佐藤智子さんの質問は終わりました。

これをもって通告の質問が全部終わりました。一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。11時20分再開いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第1号、八雲町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第1号、八雲町公告式条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

本件の提案理由につきましては、相沼泊川出張所を令和5年6月30日、今月末をもって廃止することに伴い、平成17年10月1日の町村合併より役場及び出先機関窓口業務開設敷地内限定で制定を行い設置している町掲示場、現在、4箇所ですが、そのうち、八雲町役場熊石総合支所相沼泊川出張所前掲示場について、出張所窓口業務の廃止と合わせ、この掲示場1箇所を廃止するため、条例第2条第2項の条文中から議案書記載のとおり削除し、3箇所に改正するものでございます。

附則として、この条例は、令和5年7月1日から施行しようとするものです。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第2号、八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第2号、八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

本件は、国の令和5年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について、概要説明書によりご説明申し上げますので、概要説明書の4ページをお願いいたします。

適用期日が、令和5年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日及び令和7月1月1日の4区分となっております。

はじめに、令和5年4月1日適用分からご説明申し上げます。

1、条例第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に係る規定の改正から、5、条例第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続に係る規定の改正については、地方税法施行規則に規定されている給与所得の特別徴収に係る町道民税納付書などの様式に、地方税統一QRコードの対応様式を追加することに伴う条文の整備であります。

概要説明書の1、条例第46条については、議案書6ページ、2、条例第48条については、議案書9ページから10ページ、3、条例第50条については、議案書10ページから11ページ、4、条例第98条については、議案書11ページから12ページ、5、条例第101条については、議案書12ページに記載のとおりであります。

概要説明書の6、条例附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書13ページで、肉用牛生産農家の経営体質の強化と、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置される、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例を3年間、令和9年度まで延長とする条文の整備であります。

7、条例附則第10条、読替規定の改正は、議案書13ページで、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として実施された中小企業等の先端設備等の導入に係る固定資産税の特例措置の廃止に伴う条文の整備であります。

8、条例附則第10条の2、法律の範囲内で固定資産税の課税標準額の軽減割合を定めることができる地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の規定の改正は、議案書13ページから15ページで、適用条項の項ずれ、及び先ほどご説明申し上げました、中小企業等の先端設備等の導入に係る固定資産税の特例措置の廃止に伴う条文の整備であります。

概要説明書5ページをお願いいたします。

9、条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書15ページで、適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

10、条例附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定の改正及び11、条例附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定の改正は、議案書15ページから16ページで、特例期間中に取得した一定の燃費性能要件を満たす軽自動車の環境性能割に係る臨時的軽減措置の廃止に伴う条文の整備であります。

12、条例附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正及び13、条例附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の改正は、議案書16ページから19ページで、一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した翌年度分の種別割の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限を、原則3年間、令和7年度まで延長する条文の整備であります。

14、条例附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書19ページから20ページで、

優良住宅地の造成等のために、一定規模の土地の造成を行う事業者等に対して行った土地等の譲渡について、譲渡益 2,000 万以下の部分に対する町民税の税率を軽減する特例措置の適用期限を 3 年間、令和 7 年 12 月 31 日まで延長する条文の整備であります。

15、条例附則第 24 条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る規定の改正は、議案書 20 ページから 21 ページで、経過措置終了による条例附則第 25 条の削除に伴う条文の整備であります。

次に、令和 5 年 7 月 1 日適用分であります。

1、条例第 82 条第 1 号ニ、種別割の税率に係る規定の改正は、議案書 11 ページで、令和 4 年 4 月の改正道路交通法により、一定の要件を満たす電動キックボード等について、新たに特定小型原動機付自転車と区分して定義されたことに伴う条文の整備であります。

概要説明書 6 ページをお願いいたします。

続いて、令和 6 年 1 月 1 日適用分であります。

1、条例第 38 条、個人の町民税の徴収の方法等に係る規定の改正は、議案書 3 ページで、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されることに伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する条文の整備であります。

2、条例第 41 条、個人の町民税の納税通知書に係る規定の改正は、議案書 3 ページから 4 ページで、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に、個人住民税額及び森林環境税額の合算額を追加することに伴う条文の整備であります。

3、条例第 44 条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に係る規定の改正は、議案書 4 ページから 6 ページで、森林環境税の導入に伴い、特別徴収する給与所得に係る均等割額について、森林環境税額を含む旨、規定する条文の整備であります。

4、条例第 47 条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れに係る規定の改正は、議案書 6 ページから 7 ページで、森林環境税の導入に伴い、過誤納金について、還付を受けるべき者に未納徴収金等がある場合の還付金等の充当規定が改正されたことに伴う条文の整備であります。

5、条例第 47 条の 2、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収に係る規定の改正は、議案書 7 ページから 8 ページで、森林環境税の導入に伴い、特別徴収する公的年金所得に係る均等割額について、森林環境税額を含む旨、規定する条文の整備であります。

6、条例第 47 条の 6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収への繰入れに係る規定の改正は、議案書 8 ページから 9 ページで、条例第 47 条の改正と同様による還付金等の充当規定の改正による条文の整備であります。

7、条例附則第 15 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の改正は、議案書 16 ページで、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス不正を受け、不正を行ったメーカーに、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を負わせる特例規定のうち、環境性能割に係る加算割合を、現行の 10 パーセントから 35 パーセントまで引き上げる条文の整備であります。

8、条例附則第 16 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の改正は、議案書 19 ページで、只今ご説明いたしました条例附則第 15 条の 2 の 2 と同様に、不正により生じた納付不足額に係る納税義務をメーカーに負わせる特例規定のうち、種別割に係る加算割合を、現行の 10 パーセントから 35 パーセントまで引き上げる条文の整備であります。

概要説明書 7 ページをお願いいたします。

9、改正条例第 2 条における条例第 34 条の 9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に係る規定の改正は、議案書 21 ページから 22 ページで、還付金等の充当規定に森林環境税を追加する条文の整備であります。

最後に、令和 7 年 1 月 1 日適用分であります。

1、条例第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定の改正は、議案書 2 ページで、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載内容が、前年の申告内容と異動が無い場合には、異動が無い旨を記載した申告書を提出できること及び適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

以上が、八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。議案書の 22 ページから 23 ページの改正条例の各規定については、只今ご説明申し上げました概要説明の内容の他は、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 2 号、八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 3 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 5、議案第 3 号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部予防課長（小林伸也君） 議長、消防本部予防課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（小林伸也君） 議案第3号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

この度の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布され、急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものであります。

また、喫煙等に関する規定の見直しも行われ、合わせて既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正部分についてご説明いたします。

議案書24ページから25ページになります。

改正後条文、第11条の2第1項及び同項、第1号、第2号、第6号、第7号の改正については、急速充電設備の充電対象の明確化並びに全出力の上限200キロワットの撤廃であります。

また、コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備により構成されるものにあつては充電ポストも含むこととしたことにより、これを定めようとするものであります。

議案書25ページ中段に進みまして、第11条の2第1項、第11号の改正は、手動緊急停止装置について定めるものであります。第12号、第13号の改正は、改正省令に合わせ改めようとするものであります。

第11条の2第1項第16号及び新たに追加する第17号については、急速充電設備に内蔵するもの、分離型のものの蓄電池について定めようとするものであります。

次に、議案書26ページに進みまして、第16条第1項の改正は、後のちの条項に同様の以下同じの文言が追加されたためであります。

続きまして、議案書26ページ中段から27ページになります。

第23条第3項以降の改正は、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となり、条例の例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、条例第23条に定める指定場所における喫煙の制限に係る規定を改正しようとするものであります。

附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する。但し、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行するものであります。

2、第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八雲町火災予防条例、第11条の2第1項に規定する急速充電

設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものがあります。

3、新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当面の間、同号中、喫煙専用室標識とあるのは、喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律、附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識と読み替えるものとするものであります。

4、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

以上、議案第3号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） それでは議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書29ページをご覧ください。

本件は、鉄道運輸機構より受託して実施する町道咲来線の道路舗装工事について、5月23日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、町道咲来線道路舗装工事で、工事内容は、工事延長が3,905メートルの道路舗装で、2層舗装8センチメートルを1万8,030平米実施する工事となっております。

2、契約の方法は、指名競争入札により、5月23日に執行したもので、3、契約の金額は、1億3,255万円、4、契約の相手方は、二海郡八雲町本町220番地2、ツバメ工業株式会社、代表取締役、見崎久資であります。

5、工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6、契約の締結の時期は、令和5年6月中で、本定例会において、議決をいただいた後といたし、工期につきましては、契約日より令和6年1月10日までであります。

以上で、議案第5号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第5号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書29ページをご覧ください。

本件は、鉄道運輸機構より受託して実施する町道咲来線の道路舗装工事について、5月23日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、町道咲来線道路舗装工事で、工事内容は、工事延長が3,905メートルの道路舗装で、2層舗装8センチメートルを1万8,030平米実施する工事となっております。

2、契約の方法は、指名競争入札により、5月23日に執行したもので、3、契約の金額は、1億3,255万円で、4、契約の相手方は、二海郡八雲町本町220番地2、ツバメ工業株式会社、代表取締役、見崎久資であります。

5、工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6、契約の締結の時期は、令和5年6月中で、本定例会において、議決をいただいた後といたし、工期につきましては、契約日より令和6年1月10日までであります。

以上で、議案第5号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（千葉 隆君） 日程第8、議案第6号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第6号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書30ページをご覧ください。

本件は、熊石総合センター大規模改修工事の建築主体工事について、5月23日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、熊石総合センター大規模改修工事建築主体で、工事内容は、熊石総合センター、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,320平米の屋根の防水、外壁、建具、外構などの改修を実施する工事となっております。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月23日に執行したもので、3、契約の金額は、1億1,572万円で、4、契約の相手方は、黒島・熊谷 特定建設工事共同企業体、代表者、二海郡八雲町山越115番地の4、株式会社黒島建設、代表取締役、長嶺和則であります。

5、工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6、契約の締結の時期は、令和5年6月中で、本定例会において、議決をいただいた後といたし、工期につきましては、契約日より令和6年1月31日までであります。

以上で、議案第6号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、議案第7号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第7号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書31ページをご覧ください。

本件は、東野地区地域会館新築工事の建築主体工事について、5月23日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、東野地区地域会館新築工事、建築主体で、工事内容は、東野地区地域会館、木造平屋建て、延べ床面積 211.1 平米の新築及び外構を実施する工事となっております。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月23日に執行したもので、3、契約の金額は、8,029万7,800円で、4、契約の相手方は、高橋・吉野特定建設工事共同企業体、代表者、二海郡八雲町住初町117番地、高橋組土建株式会社、代表取締役、高橋米子であります。

5、工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6、契約の締結の時期は、令和5年6月中で、本定例会において、議決をいただいた後といたし、工期につきましては、契約日より令和5年11月30日までであります。

以上で、議案第7号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第10、議案第8号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第8号、財産の取得についてご説明いたします。

議案書32ページをご覧ください。

本件は、主に除雪作業車輛として使用する除雪ドーザ11トン級の購入について、5月23日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、財産の種類及び数量は、除雪ドーザ 11 トン級、1 台であります。

2、取得の方法は、契約の定めるところによるもので、納期は、令和6年3月25日であります。3、取得金額は、3,685 万円、4、取得の相手方は、北斗市追分3丁目2番3号、北海道川崎建機株式会社函館支店、支店長、黒澤良彦であります。

以上で、議案第8号、財産の取得についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） すみません、ちょっと聞き逃したのかと思いますが、納期はいつっておっしゃいましたか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 納期でございますが、令和6年の3月25日です。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 令和6年3月25日だと、もう雪が消えるころだと思いましたが、なぜ冬の前に納期にならないんですか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 納期についてなんですが、来年の3月25日の設定ですが、除雪作業にも使用するというこうとで、本来であれば12月前に用意して今年度使用するという形をとりたいのですが、やはりコロナの影響が引っ張ってるだとか、世界情勢の関係で、海外からの部品がすごく多いので、やはり調達ができないということで、一応、入札前に各業者さんに確認をとっています。その業者さんのお話の中で、年内には厳しいという業者がほとんどで、年度内も厳しいという業者もいたんですけども、年度内に何とかなるという業者もいたので、それでこういうような来年3月25日の工期とやむなくしているという状況でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） その古くなってしまった除雪車は、どのような処分の仕方をされているのでしょうか。誰かに売却するとか、それとも廃車にしているとか、教えてください。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 除雪機械の処分ということなんですが、今回の車両に関しては、処分する機会がございません。一部リースで扱っている機械がありますから、その代替え

機ということで、町所有のものとして今回の部分については購入するとなっておりますけれども、通常の処分に関しては、下取りだとか売り払いというような方法があるんですけども、事前に見積もりと業者への聞き取り等を行って、高額となるほうを選定いたしまして、有利なほうを選択して、売り払いにするのか下取りにするのかという形で、その都度決めるかたちをとっております。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 今の質疑を聞いていて、物不足のこの時期に買う、今までリースで対応していて、リースで対応できなくなった理由が何かあるのでしょうか。3,600万で購入して、値引き交渉ができない時期に買うんですよね。リースで対応できるなら、もう少しリースの期間を長くすればいいのかなと思ったものですから。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 今回の購入ですね、昨今のダンプ不足だとかってことで排雪の作業が追いつかない状態で、除雪ドーザ11トンというのがロータリー付きで、今排雪や山の幅出して道路が狭くなったときに路外に飛ばす機械が、大型ロータリー1台しかないんですよ。それで排雪だとか幅出して作業をやる時期が、どうしても1月・2月と集中してしまうので、それでこそダンプが少ない時期で排雪作業も思うように進まないということもあるので、やはり排雪作業と幅出し作業を同時にやっているということではできないので、どちらかやっていると、どちらか休むとなっているので、排雪の効率性、そういうのもいくらかでも排雪作業を進めたいということで今回ロータリー付きと、それでロータリーを外すと通常の除排雪作業もできるので、それで一石二鳥というんですか、お金払って借りているリース車もなくなるということで、効率的ということで、今回購入というふうにしております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 9 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 11、議案第 9 号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議長、消防本部庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部庶務課長。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議案第 9 号、財産の取得についてご説明申し上げます。議案書 33 ページをご覧ください。

本件は、昨年度より 2 か年計画で進めております新基準防火衣 35 着を更新するものです。

更新する新基準防火衣については、現在職員が使用している防火衣に比べ、耐炎・耐熱性能の向上と現場活動のしやすい運動性能を向上させた国際基準 I S O の規格基準を満たした、消防庁が示す消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインに準じた装備へ、防火服上下及び防火靴、防火手袋、ヘッドライト付き防火帽、防火インナーフード、墜落制止用器具を更新整備いたします。

この新基準防火衣 35 着を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、去る 5 月 23 日、3 社により指名競争入札を執行いたしました。

1、取得する財産の種類及び数量は、新基準防火衣 35 着であります。

2、取得の方法は、契約の定めるところにより行います。

3、取得の金額は 1,498 万 8,490 円であります。

4、契約の相手方は、札幌市中央区北 13 条西 17 丁目 1 番 36 号、株式会社ムラカミ、代表取締役、村上和輝であります。

なお、本会議の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、令和 6 年 3 月 31 日に納品予定であります。

以上、簡略ではありますが、議案第 9 号、財産の取得についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） 先にあたると思わなかったのですみません。1 着当たり 42 万円ということで興味を引きまして、この I S O 規格というのは、総務省のちょっと通信のあれを見まして、4 月のを見ましたが、ガイドライン自体は平成 29 年に改定されたものだから調べたものは外れてないと思うんですが、今言った防火服やその中に着る活動服、手袋帽子一式で、僕はネットで見たらですね、総額一着 42 万になるというのは、一つ一つ説明をもらわないと、ネットで見ているものを総額してもそこまでいきませんから、例えば防火服の上下、そしてその中に着るインナーといった活動服上下、そして防火の手袋、そして防火の靴、

そしてあと防火のフードにライトが付いていたと、ライトまではチェックしてなかったから、各々の値段、ムラカミさんが提示してるやつ、説明できませんか。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議長、消防本部庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部庶務課長。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 今ですね、議員の質問されたですね、一着一着の値段というのが、見積もりが一式になっておりまして、詳しくは分からないんですけども。ただですね、防火靴、これが昨年度とちょっと違いまして、大変良いものといえますか、運動性能の向上が図っておりまして、大変良いものに変更したという点もございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 理解したいんだよね。防火靴が、今までイメージした防火靴は、履いたら足首曲げるのも大変だってイメージを持っていたから、その性能が上がったと思うんだけど、さっき言った一式を確認しても6点でしょ、6点だけど、一番高そうな防火服の上下が5万円と、相当しても30だと、42には届かないなど。だから、細かく値段を知りたかったんだよね。靴がなんぼ高いといっても10万で倍としても42万円にはなかなか届かないので困ったね。そういう疑問がぬぐえませんか。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議長、消防本部庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部庶務課長。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 後ほどですね、きちんと調べて議員のほうには報告させていただきたいと思いますが。なお、防火衣の服の上下についてはですね、私の記憶では20万は超えていると思っております。よろしいでしょうか。

（何か言う声あり）

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 新基準というふうになっておりますが、これまでも同様なものがあったのか、それともさらに性能が良くなってとか、必要にせめられてというか、それで新基準というものを取り入れることになったのか。その経緯をお話してください。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） 議長、消防本部庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部庶務課長。

○消防本部庶務課長（中野悟司君） ただいまのご質問についてですが、今、消防職員が使用している防火衣の生地ですが、主にアラミド繊維という高価の生地を使っているんですけども、その生地の向上が図られまして、難燃性や強度性がアップされています。

なお、耐熱性に関しては、1,000度から1,500度の温度に30秒から40秒ほど耐えられる、燃えないというかたちの生地を使用しております。

なお、重量に関しては、今まで使っているものより1、2キロ程軽量になっておりまして、重量は7キロから8キロの重さとなっております。

以上です。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 1 2 議案第 1 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 12、議案第 12 号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 12 号、辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明いたします。

議案書 36 ページをお願いいたします。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 5 条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、辺地に係る財政上において、現時点での各事業の執行計画における事業費及び辺地債の充当可能額などが、現行の辺地総合整備計画に登載の各事業の計画額を上回る、または現行の計画に掲載されていない新たな事業を実施するため辺地総合整備計画を変更する場合、同法第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を得る必要があり、その協議が令和 5 年 5 月 12 日付で整ったことから、同項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。

議案書 37 ページをお願いいたします。

変更しようとする辺地総合整備計画は、2 か所の辺地に係る令和 2 年度から令和 6 年度及び 1 か所の辺地に係る令和 3 年度から令和 7 年度にかけて辺地対策事業債を活用して整備しようとする事業で、表内の括弧内に記した事業費及び財源内訳の数値が変更後であります。

第 1 に、熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、上から 6 段目、道路・冷水橋長寿命化事業は、令和 4 年度から 5 年度に計画する泊川冷

水線に係る冷水橋の修繕整備であり、工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を 1,300 万円から 2,765 万 2 千円に、辺地債を 490 万円から 1,070 万円に変更しようとするものであります。

次に、下から 2 段目、集会施設・熊石総合センター整備事業は、令和 4 年度から 5 年度に計画する熊石総合センター整備であり、工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を 1 億 2,294 万 9 千円から 1 億 6,951 万 8 千円に、辺地債を 1 億 2,290 万円から 1 億 6,940 万円に変更しようとするものであります。

議案書 38 ページ上段の表をお願いします。

第 2 に、熊石関内町と熊石西浜町一体で設定する熊石関内辺地であり、4 段目、消防施設・消防格納庫整備事業は、令和 5 年度から 6 年度に計画する関内地区消防格納庫整備であります。事業費 3,300 万 4 千円に対し、辺地債 3,290 万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

同じく議案書 38 ページ下段の表をお願いします。

第 3 に、山崎地区で設定する山崎辺地であり、3 段目、経営近代化施設・中山間地域総合整備事業は、令和 3 年度から 5 年度に計画する営農飲雑用水施設の管路等の整備であり、工事単価の変更及び新たな配水管路の整備により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を 1,350 万円から 4,277 万 9 千円に、辺地債を 1,340 万円から 4,270 万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 12 号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 13 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 13、議案第 13 号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第 13 号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明いたします。

議案書 39 ページでございます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき策定した、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の一部に変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議がこのたび整いましたので、同法第 8 条第 10 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

このたびの変更は、新たに、森林基幹道 豊津黒岩線開設事業、南部檜山衛生処理組合焼却施設の操作盤更新に係る負担金、熊石地域の職員住宅解体事業、大新スポーツ公園トイレ解体事業、八雲総合病院の巡回診療車購入事業、及び、勤怠管理システム整備事業、また、熊石国保病院の電子カルテ整備事業、そして、熊石地域の教職員住宅整備事業、以上、全 8 事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けようとするためのものであり、計画書の変更内容については、議案書 40 ページから 42 ページに記載の変更後の欄に、下線を引いてお示しのとおり、ただいま申し上げました事業名、事業内容等をそれぞれ追加、変更するものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第 13 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 散会宣言

○議長（千葉 隆君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。

次の会議は、明日午前 10 時の会議を予定いたします。ご苦勞様でした。

〔散会 午前 12 時 21 分〕